

どんな時でも
安全・安心な
「公的保証」

信用保証の ご案内

2025年度版

Together,
Begin
ISHIKAWA



ホームページ
こちらから！



友だち追加は
こちらから！



経営支援事例の
動画公開中！



あなたに寄り添う

石川県信用保証協会

ISHIKAWA GUARANTEE

信用保証協会とは

「信用保証協会」は、国の法律に基づき中小企業者の金融円滑化のため設立された公的機関です。

47都道府県と4市(横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市)にあり、各地域に密着した業務を行っています。



えーるわんぼくん
石川県信用保証協会のオリジナルキャラクター。ネーミングには、中小企業の「一歩(ワンポ)」に「エール」を送るとの思いが込められています。事業者の思いや悩みを聞く大きな耳とアンテナが付いているのが特徴です。

目次

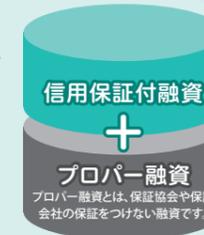
- 1 おすすめ保証制度 P3
- 2 おすすめの使い方 P6
- 3 経営にお悩みの事業者さまへ ~その道のプロ派遣~ ... P7
- 4 信用保証制度のしくみ P9
- 5 ご利用いただける中小企業の方 P10
- 6 主な提出書類 P12
- 7 許認可等を要する主な業種 P13
- 8 保証枠について P14
- 9 信用保証料について P15
- 10 経営者保証を不要とする取扱いについて P17
- 11 お客さまのニーズにあった保証制度 P18
- 12 保証申込書類の書き方 P21

信用保証協会ご利用のメリット

メリット1

融資枠の拡大

金融機関のプロパー融資と保証付融資の併用により、融資枠の拡大を図ることができます。



メリット2

無担保でのご利用が可能
不動産担保に過度に依存しない保証の推進に努めています。



※無担保は原則として8,000万円まで
※不動産取得、建物新築資金(設備)については担保の設定をお願いする場合があります

メリット3

さまざまな経営支援メニューのご利用が可能

経営課題の解決に向けた専門家派遣や各種セミナー等の経営支援を行っています。



メリット4

創業を強力に応援します

創業向けの信用保証制度の充実により、創業時はもちろん、創業後に資金が必要となった場合にも対応が可能です。



信用保証料以外の費用は一切いただきません



信用保証協会の保証により金融機関からご融資を受けられたときに、信用保証料をご負担いただきます。相談料・あっせん料・用紙代など、信用保証料のほかは、一切いただきません。「その道のプロ(専門家)派遣」(P7.8にて紹介)をご利用いただく際も、原則費用負担はございません。



中小企業・小規模事業者の皆さまのライフステージに合わせて、様々な保証制度や経営支援メニューで事業をサポートします!



1 おすすめ保証制度 | 復興しきん保証

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資保証（伴走特別県復興）

お申込はR7.9月末まで！

ポイント

保証料
無料

金利5年間
0円
県補助により

特別枠
災害関係枠
経営安定関連枠(SN枠)も使えます

対象者 令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用地域かつSN4号（R6能登地震）指定地域内に事業所を有する次のいずれかの方

※R7.4現在、石川県内17市町（野々市市、川北町を除く）となっております。今後変更となる可能性があります。

①SN4号（R6能登地震、またはR6奥能登豪雨）取得者

経営安定関連枠(SN枠)が利用できます

②罹災証明書等および補助金交付決定通知書をお持ちの方
※全半壊の罹災証明書の場合は補助金交付決定通知書不要

特別枠災害関係枠が利用できます

限度額 1億円（既存の伴走制度通算）

資金使途 設備・運転（借換不可）

「借換資金」としての利用ができません

期間 10年以内（据置5年以内）

貸付利率 当初5年間：事業者負担なし 6年目以降：1.0%（固定）



災害関係枠の資金使途について

災害関係枠の資金使途は「事業再建資金」に限られます。保証申込書に具体的な使途を記載してください。

【運転資金の例】

- ①災害で失った商品の購入資金 ②仮店舗開設資金 ③店舗・倉庫等の倒壊による商品移動運搬費
- ④店舗・倉庫等の移転費用 ⑤倒壊店舗・倉庫等の撤去費用 ⑥諸経費支払いとして用意していた資金を事業再建のために使用したために枯渇した場合における補填資金

【設備資金の例】

- ①店舗・工場等の修繕・再建資金 ②設備・機械等の修理・買替え資金

罹災証明書の取り扱いについて

災害関連枠を利用する際の罹災証明書等について

- (1) 罹災証明書を発行していない自治体地域に所在する場合
被災の届け出があったことを証する被災届出証明書などに加えて、原則は金融機関による被災の事実を確認する写真等の添付により災害関係特例の利用が可能となります。
- (2) 保証申込時点で罹災証明の発行が困難な場合
事後の提出でも構いません。ただし、災害救助法適用地域に事業所を有することの確認は必要です。

復興かりかえ保証

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨経営改善サポート融資保証（県改善サポ復興）

ポイント

期間 最長15年

保証料 無料

低利

テールヘビー
返済が可能

(例) 借入金の返済シミュレーション
計画に基づいてA・B・Cの期間や返済額は異なります



対象者 次のいずれにも該当する方

- ①七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に事業所を有する方
- ②次のいずれかの計画※1に基づいて事業再生を行い、金融機関へ実行状況などの報告を行う中小企業者
 - 中小企業活性化協議会の指導または助言を受けて作成された事業再生計画
 - 経営サポート会議※2による検討に基づき作成または決定された事業再生計画

※1 記載している以外にも、本保証制度の対象となる計画があります。なお、本制度の計画は、次の内容を満たすものまたは含むものとします。
(1)金融機関等の債権者の合意が取れているもの
(2)申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
(3)計画期間中の各事業年度の収支計画および計画終了時の定量目標ならびにその達成に向けた具体的な計画行動
※2 「経営サポート会議」とは、信用保証協会や債権者となる金融機関等の関係者が一同に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する会議です。

限度額 1億円（無担保は8千万円まで）※他の改善サポート制度と合算して2億8千万円まで

資金使途 事業再生計画の実施に必要な資金

期間 15年以内（据置5年以内）

貸付利率 真水のみ：1.2%～1.7% 借換含む：1.85%～2.1%

※本制度の対象者は七尾市以北の中小企業者に限られますが、同様の保証制度で「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」（改善サポ経再）がござります。（地域要件なし保証料負担0.3%、金利は金融機関所定、据置期間3年以内となります）

返済軽減にかかる リスク保証料が無料

【対象者】

・災害救助法適用
17市町（野々市市、川北町を除く）に事業所を置き、直接事業用資産が罹災した方（事業者名で取得した罹災証明書等をご提出ください）

【対象制度】（保証書上表記）

県コロナ緊国、伴走特別国
伴走特別県、伴走特別県物価
伴走特別県復興、改善サポ感染

申請期限：R7.9月末まで！

県伴走（物価高）保証

物価高騰対策等総合支援特別融資保証（伴走特別県物価）

お申込はR7.9月末まで！

ポイント

保証料率が低い

要件が幅広い

借換可

対象者 令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用地域かつSN4号（R6能登地震）指定地域内に事業所を有する次のいずれかの方

- セーフティネット4号認定をお持ちの方 ●セーフティネット5号認定をお持ちの方
- 次のいずれかに該当する方
 - (1)売上高5%以上減少
 - (2)売上高総利益率5%以上減少
 - (3)売上高営業利益率5%以上減少

限度額	1億円（既存の伴走制度通算）	貸付利率	真水のみ：金利1.55%
資金使途	設備・運転	借換えを含む：期間7年以下	金利2.25%
期間	10年以内（据置5年以内）	期間7年超	金利2.35%

おすすめ保証制度比較表

	復興しきん	県伴走（物価高）	復興かりかえ保証	経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）
対象地域	災害救助法適用地域内（野々市市、川北町を除く石川県内）		七尾市以北（輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）	石川県全域
主な要件	下記①②のいずれか ①SN4号 ②罹災証明書と補助金交付決定 ※全半壊の罹災証明書の場合、補助金交付決定は不要	下記①～④のいずれか ①SN4号 ②SN5号 ③売上高または売上総利益率または売上高営業利益率が5%以上減少 ④罹災証明書等	経営サポート会議※や、405事業等により作成した経営改善・事業再生計画の提出 ※金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み	
限度額	通算1億円（うち無担保8千万）		通算2.8億円（うち無担保8千万）	
利用枠	①：SN枠 ②：災害関係枠	①②：SN枠 ③：一般枠 ④：災害関係枠	1億円 特別枠 ※一般枠やSN枠とは別枠	2.8億円 特別枠 ※一般枠やSN枠とは別枠
資金使途	運転設備 ※借換え利用不可 ※要件②は事業再建資金に限る	運転設備 ※要件④は事業再建資金に限る	運転設備	運転設備
保証期間	10年以内（据置5年以内）	10年以内（据置5年以内）	15年以内（据置5年以内）	15年以内（据置3年以内）
返済方法	原則、均等分割弁済	原則、均等分割弁済	テールヘビー返済が可能	テールヘビー返済が可能
保証割合	100%	①SN4号：100% ②SN5号：80% ③一般：80% ※100%保証（※1）の同額借換は100% ④災害：100%	80% ※100%保証（※1）またはコロナ危機指定期間中の5号の同額借換は100%	80% ※100%保証（※1）またはコロナ危機指定期間中の5号の同額借換は100%
貸付利率	5年間事業者負担なし（6年目～1.0%固定）	真水のみ ……1.55%（固定） 借換えを含む 期間7年以下 ……2.25%（固定） 期間7年超 ……2.35%（変動）	真水のみ 期間7年以下 ……1.20%（固定） 期間7年超10年以下 ……1.40%（変動） 期間10年超 ……1.70%（変動） 借換を含む 期間7年以下 ……1.85%（固定） 期間7年超10年以下 ……1.95%（変動） 期間10年超 ……2.10%（変動）	金融機関所定利率
保証料率（年率）	事業者負担なし	①②④：一律0.2% ③：0.2～1.15%	事業者負担なし	一律0.3%

※1 H19年9月30日以前に保証申込受付した100%保証を同額借換する場合を含む

2 おすすめの使い方

おすすめ

復興しきん保証を補助金立替えに使う！

運転資金(3,000万円)
+補助金の自己負担分
(1,000万円)

資金使途		調達方法	
運転資金（再建資金）	3,000万円	復興しきん保証（運転設備）	4,000万円
設備資金（復旧）	4,000万円	復興しきん保証（設備）	3,000万円

なりわい補助金が使えそうだけど、1/4(1,000万円)は自己負担かつ、補助金(3,000万円)受領まで時間がかかる…

なりわい補助金の立替え
（原則は補助金受領をもっての完済となりますが、追加の資金需要がある場合等の返済は柔軟に対応させていただきますのでご相談ください。）

おすすめ

復興かりかえ保証の計画策定に



復興かりかえ保証には所定の手続きに基づいた再生計画が必要です。例えば、経営改善計画策定支援事業（405事業）で作成した計画やサポート会議を利用することが多いですが、当協会のその道のプロ派遣を使って、無料で専門家による計画を策定することも可能です。

—— 専門家の力でより効果的な経営支援! ——

詳細な分析で課題が見える化

お客様に合わせたアクションプラン

業界の特徴を理解した現実的な計画

最新情報をご確認ください

保証制度やセーフティネット保証の認定等の情報は、今後、更新される可能性があります。最新情報は、中小企業庁や県・市町、当協会ホームページ等でご確認いただくようお願いいたします。

金融機関ご担当者さまへ
ご担当者さま向けの最新情報を当協会ホームページの【金融機関専用ページ】にも掲載しております。併せてご確認ください。

3 経営にお悩みの事業者さまへ

石川県信用保証協会、金融機関、各種専門家が連携して、事業者さまの経営上の課題解決、改善に向けたお手伝いをいたします！

その道のプロ派遣 **無料**

対象となる方

- 信用保証協会を利用されている先
- 信用保証協会の利用を検討されている先

STEP 1 保証協会が事業所へ訪問します

私たちに
お聞かせ
ください！

事業のこと・お悩みをお聞きし、
**一緒に課題を
確認します**

STEP 2 お客様の課題にあった「その道のプロ」をマッチング
保証協会が協議を重ねて最適な専門家を人選します

《専門家ラインナップ》

中小企業診断士	食料品製造コンサルタント
ITコンサルタント	ブランディング
POP・ディスプレイアドバイザー	デザイナー
フードコンサルタント	メンタルコーチ・人材開発
製造業コンサルタント(原価管理指導者)	

1次サポート **最大6回** **無料**

- 月1回のペース
- 1回は1~2時間程度

「その道のプロ」と保証協会が課題解決に向け伴走します。

2次サポート **最大6回** **無料**

- 1次サポートを終えて、更なる深掘りが必要な場合

適正価格への転換
(付加価値の向上)も
サポートします

【派遣効果】

売上・集客の増加	事業計画の策定	HP・SNSのアクセス増加
生産性の向上	従業員の意識向上	円滑な事業承継

創業計画作成に関するフォローもその道のプロ(専門家)派遣事業で行っております。お気軽にご相談ください。

その道のプロ派遣 **たとえばこんな 使い方ができます！**

業客力アップしたい!

飲食店

フードコンサルタントと一緒に

- お店の特徴を活かした新メニューを開発
- メニューの見せ方を改善

お店の価値・魅力が向上!

フードコンサルタント派遣 実際の事例紹介動画

加賀料理 秋月 様 (料亭)

お店をリニューアルしたい!

小売店

ディスプレイアドバイザーと一緒に

- お客様目線の店舗レイアウトに変更
- 商品の見せ方を改善

魅力的なお店作りができた!

ディスプレイアドバイザー派遣 実際の事例紹介動画

有限会社 浅田漆器工芸 様 (漆器製造販売)

売上アップしたい!

製造業

製造業コンサルタントと一緒に

- 具体的なアドバイスで製造ラインの見直し
- 5Sの実践

無駄がなくなり生産性向上!

製造業コンサルタント派遣 実際の事例紹介動画

株式会社 ふくべ製冶 様 (鍛冶製造業)

女性支援チーム「エコート」では、女性経営者のお悩みに女性職員が対応いたします

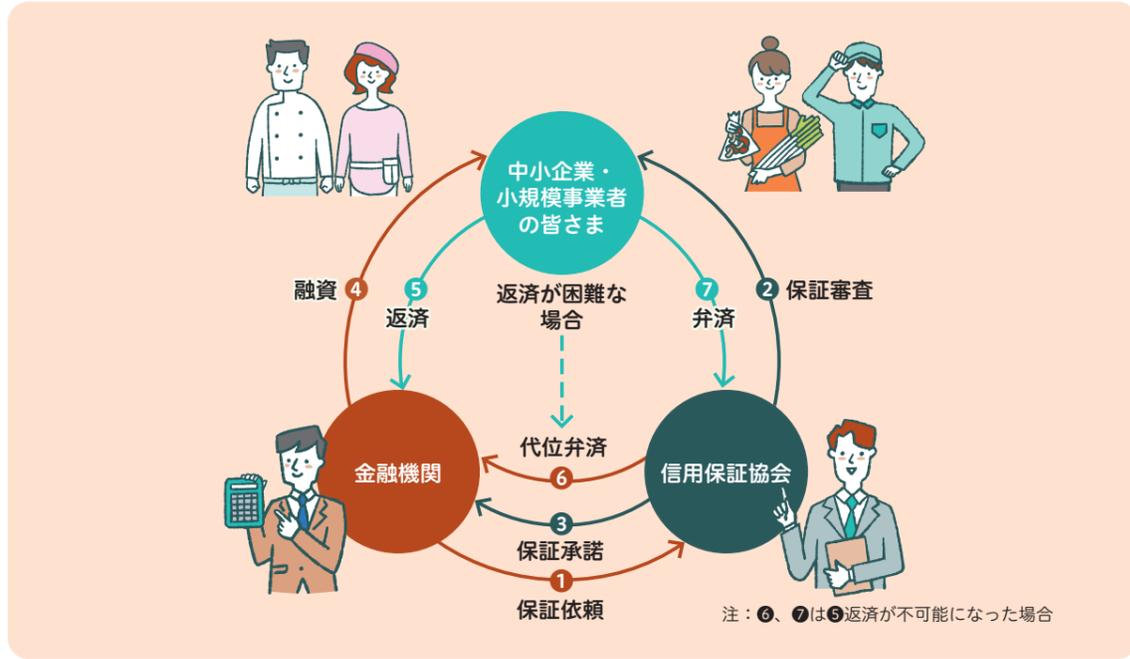
石川県信用保証協会
女性支援チーム

Ecouste
エコート



お問い合わせ 事業部 女性支援室 女性支援チーム「エコート」
TEL (076) 222-1550 電話受付時間 平日 9:00 ~ 17:10





- 1 保証依頼**
 保証の申込を受け付けします。金融機関を通じてお申し込みください。
 - 2 保証審査**
 事業内容や経営計画を審査させていただきます。
 - 3 保証承諾**
 保証の諾否を決定し、金融機関へ通知します。
 - 4 融 資**
 保証承諾の通知を受けた金融機関が融資を実行します。
※この際、信用保証協会に所定の信用保証料を金融機関を通じてお支払いいただきます。
 - 5 返 済**
 融資条件に基づき、借入金を金融機関にご返済いただきます。
- ご返済ができなくなった場合
- 6 代位弁済**
 信用保証協会がお客さまに代わり、金融機関へ返済します。
(このことを代位弁済といいます。)
 - 7 代位弁済後の返済**
 代位弁済後、借入金を信用保証協会にご返済いただきます。

1 企業規模(資本金と従業員)

個人の方の場合は従業員数が、会社の場合は資本金の額または従業員数のいずれか一方が該当している必要があります。

小売業 (飲食店を含みます。) 資本金 5,000万円以下 または 常時使用の従業員 50人以下	サービス業 資本金 5,000万円以下 または 常時使用の従業員 100人以下 <small>※ソフトウェア業、情報処理サービス業は3億円以下または300人以下 旅館業は5千万円以下または200人以下</small>
卸売業 資本金 1億円以下 または 常時使用の従業員 100人以下	製造業 (建設業、運送業、不動産業を含む) 資本金 3億円以下 または 常時使用の従業員 300人以下 <small>※ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)は3億円以下または900人以下</small>
医療法人等 常時使用の従業員 300人以下	

(注1)「常時使用する従業員」には、全くの臨時的な従業員は含まませんが、名目は臨時雇い・パート等であっても実質的には長期継続的な雇用関係にあり事業経営上不可欠な人員は「常時使用する従業員」となります。
 (注2) 兼業の場合の企業規模は、主たる事業に係る売上高又は収入等から総合的に判断して、資本金・従業員数を適用することとなります。

2 所在地、営業経歴

所在地が石川県内※にあり、客観的に事業を行っていることが明らかであればご利用いただけます。但し、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

※ 法人の場合・・・石川県内に本店または事業所を有する法人
 個人の場合・・・住居または事業所のいずれかが石川県内にある個人事業者

3 資金用途

事業経営に必要な運転資金・設備資金・運転設備資金に限られます。生活資金・住宅資金・投機資金等、事業に直接使用されない資金はご利用いただけません。
※不動産取得・建物新築資金(設備資金)については、担保の設定をお願いする場合があります。



4 ご利用になれない方

① ご利用になれない業種

- (1) 農林漁業（一部対象となるものがあります）
- (2) 金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業は対象となります）
- (3) 風俗営業飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの）
- (4) 「洗濯・理美容・浴場業」のうち、特殊浴場業（風俗関連営業のもの）
- (5) 「娯楽業（映画業を除く）」のうち、風俗関連営業（店舗型・無店舗型風俗特殊営業、映像送信型風俗特殊営業、店舗型・無店舗型電話異性紹介営業、ラブホテル、モーテル等）
- (6) 「他に分類されないその他の事業サービス業」のうち、集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものは対象となります）
- (7) 宗教、政治・経済・文化団体、公務
- (8) その他保証対象として不適当と判断される業種

② その他ご利用になれない方

- (1) 許可等を要する事業を営む方で、許可等を受けていない方
- (2) 協会の代位弁済先で求償債務が残っている方（原則として連帯保証人を含む）
なお、「協会」には他の信用保証協会を含みます。（求償権消滅保証の対象となる方を除きます）
- (3) 銀行取引停止処分を受けている方（第1回目の不渡を出した後、取引停止処分を受けるおそれのある方を含む）
なお、法人の代表者が銀行取引停止処分（第1回目の不渡を出した後、取引停止処分を受けるおそれのある方を含む）を受けている場合、当該法人も原則として保証の対象となりません。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があった方、および内整理等の私的整理手続中の方
- (5) 協会の保証付融資について延滞、期限経過等の債務不履行がある方、並びに保証事故先および事故先の連帯保証人となっている方
- (6) 休眠会社、休眠組合
- (7) 申込みに際し、暴力的不法行為者またはいわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在している方
- (8) 原則として、税金等を滞納している方
- (9) その他信用保証協会が不適当と認めた方

反社会的勢力の排除

- 公共性の高い使命と重い社会的責任を負う「信用保証協会」は、反社会的勢力の介入を許さず、不法、不当な要求には毅然と対応し、一切応じないこととしています。反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。
- 信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書等には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり、行わないことなどを表明、確約していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めております。

6

主な提出書類

申し込み前にチェック!



1. 申込時共通して必要な基本書類

	書類名	毎回必須	事前審査	備考	チェック欄
全申込共通	信用保証委託申込書	○	○		<input type="checkbox"/>
	保証人明細等	○	○	保証人徴求の場合	<input type="checkbox"/>
	申込人（企業）概要		○	内容に変更があった場合は再度提出が必要	<input type="checkbox"/>
	信用保証依頼書	○	○		<input type="checkbox"/>
	個人情報の取扱いに関する同意書（写しでも可） ※申込時に写しで提出された場合は、融資実行後に原本を提出ください。			包括同意書があれば以降の提出は不要	<input type="checkbox"/>
	印鑑証明書（写） 申込人（法人・個人）、連帯保証人、担保提供者等のもの			内容に変更があった場合は再度提出が必要	<input type="checkbox"/>
	商業登記簿謄本（写）※ネット取得のものでも可		○	内容に変更があった場合は再度提出が必要	<input type="checkbox"/>
	直近2期分の確定申告書・決算書（写） ※決算書は、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表が必要です 「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	○	○		<input type="checkbox"/>
	○		経営者保証徴求の場合のみ	<input type="checkbox"/>	

2. 融資実行後にご提出いただく書類

融資実行後、忘れずにご提出をお願いします!

	書類名	毎回必須	事前審査	備考	チェック欄
全申込共通	信用保証委託契約書	○			<input type="checkbox"/>

3. 業種によって必要な書類

	書類名	毎回必須	事前審査	備考	チェック欄
許認可が必要な事業の場合	許認可証等（写）			更新があった場合は再度提出が必要	<input type="checkbox"/>
建設業	受注工事高状況 ※建設業許可を所有の場合は不要	○		任意の書式で可	<input type="checkbox"/>

4. ご利用の制度や枠によって必要な書類

	書類名	毎回必須	事前審査	備考	チェック欄
特別枠(SN枠等)の場合	特別保証（セーフティネット1～8号等）に係る認定書	○			<input type="checkbox"/>
県制度の場合	県制度融資（県または商工会議所、商工会等）に係る認定書等	○			<input type="checkbox"/>
創業制度の場合	・客観的着手資料 ※【例】法人の場合：商業登記簿謄本 個人の場合：開業届（開業日以降に届出たもの）または事業用建物の賃貸借契約書、商品の発注書等 ・法人の場合は定款 ・新規創業の場合は前年度の所得証明または源泉徴収票 ・自己資金がある場合はその確認資料（以上すべて写）				<input type="checkbox"/>
経営者保証を徴求しない場合	(例)「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書	○		他の取扱いもあります	<input type="checkbox"/>

5. 資金用途によって必要な書類

	書類名	毎回必須	事前審査	備考	チェック欄
設備資金の場合	設備見積書(写) 【不動産購入、建設資金の場合】売買・工事請負契約書(写) 【賃貸物件に係る資金の場合】賃貸借契約書(写)	○	○	見積書の提出が難しい場合はご相談ください	<input type="checkbox"/>
有担保の場合	担保物件明細書、所在地図、公図、建物図面、不動産登記簿謄本（以上すべて写）	○	○	任意の書式で可	<input type="checkbox"/>

6. その他（必要に応じて提出をお願いいたします）

	書類名	毎回必須	事前審査	備考	チェック欄
資本金等の総額が企業規模に規定する金額を超えている場合	従業員数確認資料				<input type="checkbox"/>
代表者または連帯保証人が外国人である場合	住民票または在留カード（写）や特別永住者証明書（写）			内容に変更があった場合は再度提出が必要	<input type="checkbox"/>

協会業種	業種	主務官公署	許可等	有効期限
食料品工業	食料品製造業	県知事（保健所長）	許可	5年を下らない期間
	酒類製造業	税務署長	免許	-
	酒母・もろみ製造業	税務署長	免許	-
化学・機械工業	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業（輸入含む）	厚生労働大臣又は県知事	許可	5年又は6年
	第一種高圧ガス製造業	県知事	許可	-
石油・石炭製造業	揮発油特定加工業	経済産業大臣（経済産業局長）	登録	-
	軽油特定加工業	経済産業大臣（経済産業局長）	登録	-
その他の工業	自動車分解整備業	地方運輸局長	認証	-
鉱業	砂利採取集	県知事	登録	-
	採石業	県知事	登録	-
建設業	建設業 ^{※1}	国土交通大臣又は県知事	許可	5年
	電気工事業	経済産業大臣（経済産業局長）又は県知事	登録	5年
卸売業 小売業	食料品販売業	県知事（保健所長）	許可	5年を下らない期間
	薬局	県知事	許可	6年
	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業	厚生労働大臣又は県知事	許可	5年又は6年
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	県知事	許可	6年
	医薬品販売業	県知事	許可	6年
	酒類販売業	税務署長	免許	-
	液化石油ガス販売業	経済産業大臣（経済産業局長）又は県知事	登録	-
	揮発油販売業	経済産業大臣（経済産業局長）	登録	-
	家畜商	県知事	免許	-
	古物営業	県公安委員会	許可	-
飲食店	飲食店・喫茶店	県知事（保健所長）	許可	5年を下らない期間
運送倉庫業	一般旅客自動車運送事業 うち、一般貸切旅客自動車運送事業 ^{※2}	国土交通大臣（地方運輸局長）	許可	-/5年 ^{※2}
	特定旅客自動車運送事業	国土交通大臣（地方運輸局長）	許可	-
	一般貨物自動車運送事業	国土交通大臣（地方運輸局長）	許可	-
	特定貨物自動車運送事業	国土交通大臣（地方運輸局長）	許可	-
サービス業	病院・診療所・助産所	県知事	許可	-
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	県知事	許可	6年
	医療機器修理業	厚生労働大臣又は県知事	許可	5年
	旅館業	県知事	許可	-
	興業場（映画館・劇場）	県知事	許可	-
	浴場業	県知事	許可	-
	測量業	国土交通大臣	登録	5年
	建築士事務所	県知事	登録	5年
	有料職業紹介事業	厚生労働大臣	許可	3年（更新時5年）
	労働者派遣事業	厚生労働大臣	許可	3年（更新時5年）
	一般廃棄物処理業	市町長又は県知事	許可	2年
	産業廃棄物処理業	県知事	許可	5年
	特別管理産業廃棄物処理業	県知事	許可	5年
	浄化槽清掃業	市町長	許可	概ね2年
	不動産業	宅地建物取引業	国土交通大臣又は県知事	免許

（注）上記以外にも必要に応じて、許認可等の写しを提出していただくことがあります。

なお、風営法規制対象業種を営む場合は、同法に係る営業許可証写しの提出が必要となります。

※1 次に掲げる「軽微な建設工事」を行う方は、許可は必要はありません。

建築一式工事の場合 工事1件の請負代金が1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事

建築一式工事以外の場合 工事1件の請負代金が500万円未満の工事

※2 一般貸切旅客自動車運送事業は更新制（有効期間5年）

1 普通保証枠

一企業者の普通保証の限度枠

個人・会社 **2億8,000万円**

組 合 **4億8,000万円**

※原則として県制度保証も普通保証枠内での取扱いとなります。



2 特別保証枠

【例】経営安定関連保証の特別枠（セーフティネット保証）

個人・会社 **2億8,000万円**

組 合 **4億8,000万円**



特別保証は、国が定める特別保証制度で、利用できる中小企業者の範囲は国で指定され、資金用途にも制約があります。県制度であっても特別保証に係る認定書等を取り受け、かつ当該特別保証の趣旨に沿った県制度であれば別枠を利用できます。

※無担保無保証人枠については、特別小口保証が成立する場合に限ります。



安心のプラスワンサービス

保証協会団体信用生命保険制度（協会団信）のご案内

中小企業・小規模事業者のみならず、万が一死亡・高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、生命保険会社が支払う保険金で信用保証付き融資の残額を併済します。

協会団信加入の可否が保証審査に影響を与えることはありません。

申込手続については、各金融機関窓口でご相談ください。

- メリット
- ✓ みなさまの事業の維持・安定とともに、ご家族の安心が図られます。
 - ✓ 一般の生命保険より割安な特約料（保険料）でご利用いただけます。

加入できるかた

次のいずれかに該当し、加入申込日（告知日）現在満20歳以上満71歳未満のかた

- ① 個人事業者本人
- ② 法人の代表者であって、信用保証付き融資の連帯保証人
（注）代表者が複数いる場合および連帯債務者の場合は、そのうちの1名とします。

対象となる融資

次の条件を満たす信用保証付きの証書貸付

- ① 金額 100万円以上2億円以下
- ② 期間 1年以上
- ③ 返済方法 分割返済

（注）融資実行後の途中加入はできません。

申込書類

- 債務弁済委託契約申込書
- 協会団信申込書兼告知書
- 所定の健康診断結果証明書（申込金額が5,000万円を越える場合等）

特約料（保険料）

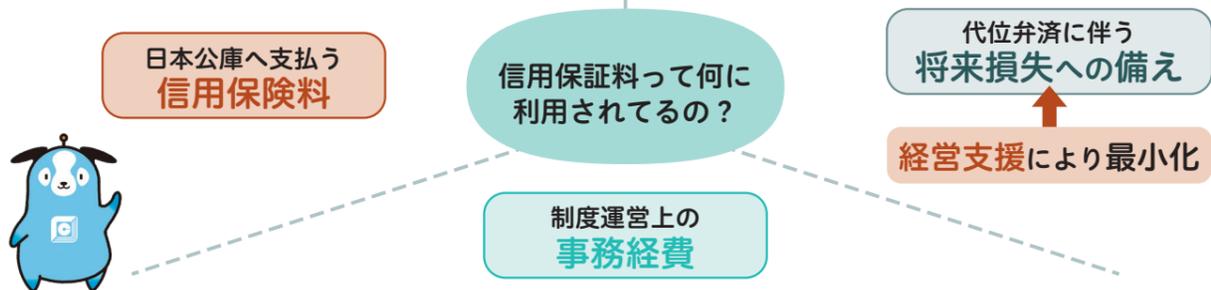
特約料（保険料）は債務残高をもとに計算され、協会団信申込時に登録された口座から年1回引き落としされます。



1 信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証により金融機関から融資を受けられた時に、融資実行と同時(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。相談料・あっせん料・用紙代など、信用保証料のほかは、一切いただきません。

「信用保証料」は、信用保証協会が日本政策金融公庫へ支払う「信用保険料」と制度運営上必要な「事務経費」、そして、代位弁済に伴う「将来損失への備え」が含まれます。信用保証協会では、「経営支援」(事業者さまの経営上の課題解決、改善に向けたお手伝い)をさせていただくことで代位弁済に至らないよう努めています。



2 保証料率区分 (保証料率弾力化体系)

信用保証料の料率は、責任共有制度のもと、中小企業の皆さまの経営状況に応じて、原則として年0.45%~2.20%の範囲で下記のとおり9区分のいずれかの料率を適用します。創業者など、貸借対照表等のない中小企業者については、区分5の料率を適用します。

きめ細やかな保証料体系で資金調達を応援します

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(※1)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
責任共有外保証料率(※2)	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

(※1)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。
(※2)「責任共有外保証料率」は、保証委託額に対する率。表示は、「信用保証料率」または「保証料率」とします。

県制度保証の保証料率については、業況の厳しい中小企業者の方にとって、過度の負担とならないように配慮し、例えば経営安定支援融資保証は年0.13%~1.19%の範囲となっております。セーフティネット保証、追認特別小口保証、流動資産担保融資保証などの特別な保証制度については、平均的な料率水準より割安な一律(例:0.80%、0.50%、0.68%)の保証料率の適用となります。

3 保証料率の決まり方

経営状況の判定には、一般社団法人CRD協会が中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を基に開発した信用スコアリングモデル(リスク評価システム)を利用します。中小企業の皆さまの保証申込日の直前期決算における貸借対照表および損益計算書の情報を評価し、さらに一定の要因(※)を加味し保証料が決定されます。

(※)一定の要因とは担保をいただいた場合、0.10%(県制度保証の場合0.03%)の割引を行います。「会計参与」設置会社であることを示す書類の提出を受けた場合、0.10%の割引を行います。(一部保証制度を除きます)

4 信用保証料の計算方法

1. 一括返済の場合

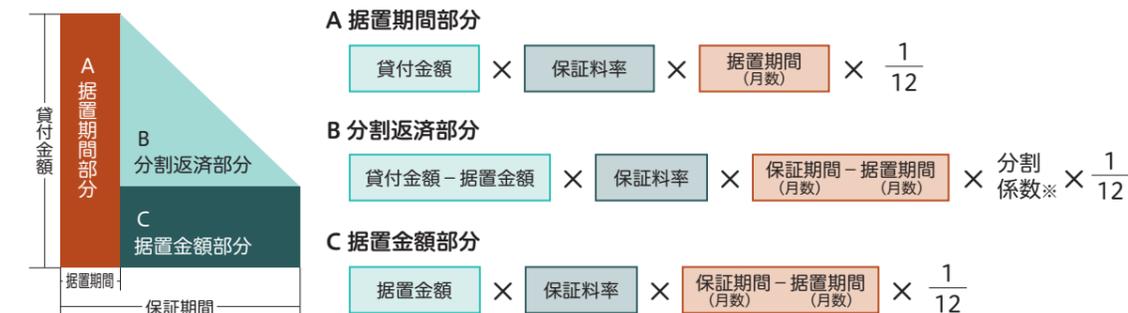
$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

2. 分割返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \times \text{分割係数} \times \frac{1}{12}$$

3. 据置期間・据置金額のある場合

次のようにA~Cに分けて計算し、その合計額となります



※分割返済部分につきましては、分割返済回数に応じて、次の係数が適用されます

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上 6回以下	0.70	0.77
7回以上 12回以下	0.65	0.72
13回以上 24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

信用保証料簡易シミュレーション

当協会ホームページに「信用保証料計算コーナー」がございます。概算の保証料算出にご利用ください。

責任共有制度とは？

目的

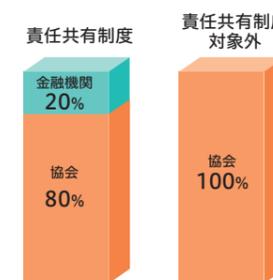
信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の皆さまを支援することを目的としています。

責任共有制度対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される保証があります。

負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。



対象から除外される主な保証

- 経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 1号~4号、6号にかかる保証
- 災害関係保証
- 危機関連保証
- 創業関連保証 (再挑戦支援保証を含みます。)
- 小口零細企業保証

10 経営者保証を不要とする取扱いについて

信用保証利用の際、連帯保証人が必要となる場合があります。

ただし、原則として、法人代表者および実質的な経営権を持っている方以外の連帯保証人は不要です。

また、本協会は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、次の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要とする取扱いを適切に実施しています。また、借換えまたは条件変更により、経営者保証を解除できる場合がございます。

金融機関連携型	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込金融機関において経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある（もしくは保証付融資と同じタイミングで上記プロパー融資を行う） ● 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない ● 直近決算において債務超過でない ● 法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認しているなど <p>添付書類 「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」 確認書</p>
財務要件型	<ul style="list-style-type: none"> ● 「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります ● 純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上 など
担保充足型	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている

上記3類型に該当しない場合、下記の制度をご検討ください

保証料 上乗せによる 制度

経営者保証ガイドラインの3要件（①法個分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性の確保）の一部を充足していない場合であっても、保証料の上乗せという代替的手法により経営者保証を解除できるスキームです。

- 事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）

各保証制度と組み合わせて利用できます

- 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）

【取り扱い期間】 令和6年3月15日～令和9年3月31日

横断的制度の周知推進のため、時限的に保証料の一部補助を付与した制度です

上記2制度はいずれも同じ要件です。下記添付書類をご利用ください。

添付書類 事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書



その他

- プロパー融資借換特別保証制度
- 流動資産担保融資保証制度（ABL保証）
- スタートアップ創出促進保証制度（創業法人が対象）
- ……など、保証制度独自の免除対応もございます。

11 お客さまのニーズにあった保証制度



HPにも制度紹介ページがあります↑

オススメ!

- 低利な固定金利
- 保証料も低減

普 普通保証	県 県制度保証	特 特別保証
一般的な事業資金から、大口・長期資金・極度内の反復継続による資金調達にご利用ください。	石川県および県内市町との連携による制度保証です。（原則として普通保証の内枠での取扱いとなります。） <u>低利・固定の融資利率であり、保証料も軽減されています。</u>	国の施策による特別保証です。原則として普通保証とは別枠でご利用いただけます。また、保証料も軽減されています。

※各保証制度の保証人については、経営者保証を不要とする取扱いが出来る可能性があります。

創業関係

制度	これから創業に着手する方		既に創業の準備を始めている方		創業済み、事業開始中の方	
	スタートアップ創出促進保証 (特)	創業関連保証 (特)	県小口零細融資保証 創業者支援分 (県)	スタート mini (創業者支援カードローン 当座貸越根保証) カードローン (普) ※1	創業当貸 (創業当座貸越根保証) 当座貸越 (普)	
特徴	創業期にある会社の資金調達において、経営者が会社の連帯保証人となる必要がありません。	創業未着手の段階から創業後5年まで幅広く使える制度です。	県の制度融資であり、低い金利・保証料で創業資金を調達できます。小規模の創業におすすめです。	カードローン利用により、スピーディーな調達や返済が可能となる、利便性重視の制度です。	金融機関窓口でのお手続きが必要となりますが、最大500万円まで調達が可能となる制度です。	
ご利用いただける方	創業前から創業5年未満の法人	創業前から創業後5年未満	創業前から創業後1年未満	創業後5年未満		
保証限度	3,500万円		2,000万円	50万円以上 300万円まで	50万円以上 500万円まで	
保証期間	10年以内		運転資金5年以内 設備資金7年以内	1年または2年 (当初利用より5年までの更新可)		
貸付利率	金融機関所定		2.10%以内 (女性・若者・シニア創業者及び過疎地域創業者分は1.90%以内)	金融機関所定		
保証料率 (年率)	1.00%	0.80% (責任共有対象外)	特別0.50% (責任共有対象外) 通常0.74% (責任共有対象外) ※3	0.39%～1.62% (責任共有対象)		
返済方法	均等分割返済			約定返済または随時返済		
担保	徴求しない		原則として、無担保 ※2			
連帯保証人	徴求しない		法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。			
資金使途	運転資金、設備資金 新会社設立のための資本金 (株式取得資金) は対象外			事業資金		
添付書類	客観的着手資料…① ・「創業計画書」(スタートアップ創出促進保証制度用) …② ・「所得証明」または「源泉徴収票」の写し ※4		客観的着手資料…① ・「創業・再挑戦計画書」…② ・「所得証明」または「源泉徴収票」の写し ※4		客観的着手資料…① ・商工会議所または商工会の「認定書」が必要 ・客観的着手資料…①	客観的着手資料…①

※1 スタート mini (創業者支援カードローン当座貸越根保証) と創業当貸 (創業当座貸越根保証) は併用不可となります。
 ※2 不動産取得・建物建築資金等については担保の設定をお願いする場合があります。
 ※3 保証料0.50%の条件として、事業を営んでいない個人であることの確認のため「所得証明」または「源泉徴収票」の写しが必要です。尚、これらは「創業関連保証」では必須書類となります。
 上記以外の保証料率は、通常の創業の場合で0.74%となります。
 ※4 これから創業される方は、必要に応じ、面談審査のお願いをさせていただきます。また、創業制度の利用に際しまして、次の①②いずれかに該当する必要があります。
 ① 事業に「客観的に着手」している事実があること (客観的着手資料の具備)
 客観的着手資料例
 法人の場合：商業登記簿謄本
 個人の場合：開業届 (開業日以降に届出たもの) または 事業用建物の賃貸借契約書、商品の発注書等
 ② 「客観的に着手」の事実はないが、創業に係る具体的な計画を有すること (「計画書」の提出と面談審査が必須となります) かつ、個人の場合は融資実行日の1ヶ月以内、法人の場合は2ヶ月以内に開業する予定であること。

反復継続型 (手形貸付・当座貸付ともに更新可)

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率(年率)
普 短期継続融資保証	1,000万円	運転	(手形貸付) 1年以内 (当座貸越) 1年または2年	金融機関所定	(手形貸付) 0.45~1.90% (当座貸越) 0.39~1.62%
普 税理士連携短期継続保証	5,000万円		1年以内		0.45~1.90%* (推薦する税理士等が認定 支援機関の場合0.1%割引)
普 地域連携小口カードローン根保証 「コラボ mini」	500万円	運転設備	1年または2年	金融機関所定	0.39~1.62%
普 事業者カードローン根保証	2,000万円				0.39~1.62%*
普 当座貸越根保証	2億8,000万円				
普 無担保当座貸越根保証	5,000万円				2年以内

売上減少対策

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率(年率)
県 経営安定支援融資保証	8,000万円	運転	7年以内	低利・固定金利	0.13~1.19%*
特 経営安定関連保証	2億8,000万円	運転設備	10年以内	金融機関所定	0.70%、0.80% 特別小口0.80%

経営支援型

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率(年率)
県 令和6年能登半島地震・奥能登 豪雨災害対策特別融資保証 (復興しさん)	合算で1億円	運転設備	10年以内	1.0% 5年間事業者負担なし	全額補助
県 物価高騰対策等総合支援特別 融資保証(県伴走(物価高))		運転設備	10年以内	真水のみ 1.55% 借換含む 7年以下2.25% 7~10年2.35%	SN・災害関係保証:0.20% 一般保証:0.20~1.15%
特 伴走支援型特別保証		運転設備	10年以内	金融機関所定	SN・災害関係保証:0.20% 一般保証:0.20~1.15%
県 令和6年能登半島地震・奥能登 豪雨経営改善サポート融資保証 (復興かりかえ)	1億円	事業再生計 画の実施に 必要な資金	15年以内	真水のみ 1.20~1.70% 借換含む 1.85~2.10%	全額補助
特 事業再生計画実施関連保証 経営改善・再生支援強化型 (改善サポ経再保証)	2億8,000万円	事業再生計 画の実施に 必要な資金	15年以内	金融機関所定	0.30%
特 事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	2億8,000万円	事業再生計 画の実施に 必要な資金	15年以内	金融機関所定	責任共有制度 0.80% 責任共有制度対象外 1.00%

(保証料率の*は担保提供により表示の料率から更に割引となります)



借換対応

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率(年率)
普 無担保保証	8,000万円	運転設備	運転7年以内 (既存保証を借換する 場合は15年以内) 設備15年以内	金融機関所定	0.45~1.90%
県 資金繰り支援融資保証	8,000万円	運転設備	7年以内 (実情に応じ10年以内)	低利・固定金利 (7年超変動金利)	0.70~0.80%
特 借換保証	2億8,000万円	運転設備	10年以内	金融機関所定	0.45~1.90%* 経安関連0.70%、0.80% 特別小口0.80%、1.00%
					条件変更改善型借換保証*

*認定経営革新等支援機関の支援が必要です。

小規模事業

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率(年率)
普 無担保予約保証	短期継続融資保証×2倍	運転設備	(一括返済) 1年以内 (分割返済) 7年以内	金融機関所定	0.45~1.90%
県 追認小口保証	2,000万円	運転設備	運転5年以内 設備7年以内	低利・固定金利	0.13~1.19%*
県 追認特別小口保証	2,000万円				0.50% NPO法人0.40%
県 小口零細保証(零細分)	2,000万円				0.13~1.34%* 特別小口0.50%
県 小口当座貸越根保証	500万円				1年または2年 (更新可)

設備資金

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率(年率)
県 地域商工業活性化保証	5,000万円	設備	15年以内	低利・固定金利 (10年超変動金利)	0.41~1.43%*
県 経営革新等支援融資保証	2億円	運転設備	運転7年以内 設備15年以内	低利・固定金利 (10年超変動金利)	0.33~1.35%* 経営革新関連0.60%
県 事業転換支援融資保証	5,000万円				0.41~1.43%*
特 経営革新関連保証	2億8,000万円	運転設備	運転7年以内 設備15年以内	金融機関所定	0.70% 特別小口0.80%

事業継承

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付利率	保証料率(年率)
普 事業承継サポート保証	2億8,000万円	事業承継計 画に必要な資金	15年以内	金融機関所定	1.15%*
普 石川県事業承継特別保証	2億8,000万円	事業資金 (該当する申 込要件によっ て制約あり)	(一括返済) 1年以内 (分割返済) 10年以内	金融機関所定	0.45~1.90%*
					0.10~0.57% (中小企業活性化協議 会確認有の場合)
特 経営承継関連保証	2億8,000万円	承継に伴う 株式や事業 用資産等の 取得資金	運転10年以内 設備15年以内	金融機関所定	0.45~1.90%* 特別小口1.00%
特 特定経営承継関連保証					0.45~1.90%* 特別小口0.80%

(保証料率の*は担保提供により表示の料率から更に割引となります)

主な保証制度についてご案内させていただきましたが、これらの詳細について、またこれら以外にも事業目的に沿った保証制度がございますのでお気軽にご相談ください。

12 保証申込書類の書き方

信用保証委託申込書

令和〇〇年〇月〇日
西暦 〇〇年 〇月 〇日
(どちらかに〇をしてください)

石川県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

フリガナ	〇〇ケンセツ	〒920-0000 石 (076) 123-1000
法人名	〇〇建設株式会社	本社または住所 フリガナ イシカワケン カナザワシ 〇〇マチ 石川県 金沢市 〇〇町〇丁目〇〇番地
フリガナ	イシカワ タロウ	〒920-0000 石 (076) 123-1001
氏名 または 代表者名	代表取締役 石川 太郎 ①男 2女	フリガナ イシカワケン ナナオシ 〇〇マチ 営業所 または 工場等 フリガナ 石川県 七尾市 〇〇町〇丁目〇〇番地 能登営業所
組織	1 個人 2 株式 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 工業法人 8 組合 9 医療法人 10 その他法人	
資本金	10,000,000 円	従業員 常用(役員・家族除く) 7名 常用(役員・家族) 3名 臨時(パート含む) 2名
後継者	1 無 2 有	設立年月日 西暦 明 大 昭 平 令 6 4 年 1 月 5 日
業種	(主たる業種) 土木工事業 (従たる業種) 舗装工事業	取扱品目 (%で表示) 土木工事 80% その他 20%
会計処理	① 中小企業会計に準拠 2 非準拠 3 会計参考設置 (個人事業主の方) 貸借対照表作成の有無 1 無 2 有	
許可等	1 不要 2 有 (当該事業に係る許可等取得し、適法に事業を営んでいることを宣言いたします)	
金融機関	〇〇信用金庫 (〇〇 本支店) 期または返済日 60 か月 返済方法 1 一括 2 分割	
借入金額 (極度額)	10,000 千円	貸使金途 ① 運転資金 8,000 千円 ② 設備資金 2,000 千円
調達方法	自己資金 0 千円 他借入 3,000 千円 その他 0 千円 合計 13,000 千円	
業況	R4/6 7,432 千円 R4/10 9,345 千円 R5/2 8,678 千円 R4/7 7,654 千円 R4/11 7,678 千円 R5/3 9,567 千円 R4/8 7,345 千円 R4/12 8,234 千円 R5/4 9,123 千円 R4/9 8,567 千円 R5/1 7,321 千円 R5/5 9,678 千円	
他協会の保証利用	① 無 2 有 (信用保証協会) ① 無 2 有 (信用保証協会)	

申込人印は不要です。

法人は登記上の本社所在地、個人の場合は住民登録上の住所をご記入ください。

個人事業主の方で〇〇商店等の商号がある場合はご記入ください。

常用(役員・家族除く)
→雇用形態を問わず、常時勤務している従業員数をご記入ください。
常用(役員・家族)
→常勤役員及び家族従業員数をご記入ください。
臨時(パート含む)
→全くの臨時的な従業員数のみをご記入ください。

今回資金が必要となった理由・背景や具体的な資金使途等をご記入ください。また、本件借入以外に他から借入等を予定している場合には、左欄の調達方法にご記入ください。

団信の加入を希望する場合は、別途「保証協会団信申込書」が必要となります。



保証人等明細

令和〇〇年〇月〇日
西暦 〇〇年 〇月 〇日

種別	① 連帯保証人 2 物上保証人
申込人関係	① 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()
氏名または法人名	フリガナ イシカワ タロウ 西暦 明 大 昭 平 令 石川 太郎 (55才) 〇〇年 〇月 〇日
住所	〒 9 2 0 - 0 0 0 0 フリガナ イシカワケン カナザワシ 〇〇マチ 石川県 金沢市 〇〇町〇丁目〇〇番地 石 (076) 123-1002
職業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他() 年取 8 百万円
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有 土地 297.5 ㎡ 建物 264.8 ㎡ 所在地 石川県 金沢市 〇〇町〇丁目〇〇番地 時価合計 3.9 百万円 預金・その他 8 百万円 負債残高 1.7 百万円
種別	1 連帯保証人 2 物上保証人
申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()
氏名または法人名	フリガナ 西暦 明 大 昭 平 令 1 男 2 女 〇〇年 〇月 〇日 (才)

申込人(企業)概要

令和〇〇年〇月〇日
西暦 〇〇年 〇月 〇日

※前年保証利用額、変化のない項目は、記入を省略して結構です(初めての申込みの場合は、全項目記入してください)。

創業年月(創業) 西暦 1 明治 2 明 3 大 4 昭 5 平 6 令 7 昭 8 平 9 令

申込人(企業)の沿革、特色、最近の動向等

昭和〇〇年〇月 先代 石川 〇〇 氏が創業
平成〇〇年〇月 当社設立
平成〇〇年〇月 石川 〇〇 氏が代表者交替

生年月日 西暦 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令 6 昭 7 平 8 令 9 昭 0 平 1 令

昭和〇〇年〇月 学卒後、〇〇工業に入社
平成〇〇年〇月 当社に入社
平成〇〇年〇月 当社代表取締役に就任
平成〇〇年〇月 当社代表取締役に就任

特許保有 ① 無 2 有 登録主は申込人国家資格
登録番号 平成〇〇年〇月 一般建設業許可取得
(内容) 平成〇〇年〇月 宅地建物取引業者免許取得
平成〇〇年〇月 ISO 〇〇取得

取引先状況	会社名	返済条件				会社名	返済条件			
		構成比(%)	現金(%)	手形(%)	回収率(%)		構成比(%)	現金(%)	手形(%)	回収率(%)
〇〇建設	7.0	8.0	2.0	6.0	〇〇建設	7.0	6.0	4.0	9.0	
〇〇商事	1.5	5.0	5.0	9.0	〇〇商事	2.0	8.5	1.5	9.0	
その他	1.5	9.0	1.0	9.0	〇〇工業	1.0	1.0			

所有不動産の有無 1 無 2 有

種類	所在地	名義人	土地	建物	時価
所有	石川県 金沢市 〇〇町〇丁目〇〇番地	同社	264.3 ㎡	198.7 ㎡	36 万円
所有	石川県 金沢市 〇〇町〇丁目〇〇番地	石川 太郎	297.5 ㎡	264.8 ㎡	39 万円
時価合計					75 万円
借入金合計					41 万円



申込人及び代表者個人が不動産を所有している場合にご記入ください。

責任共有の対象とならない制度であることを想定して申込される場合は1に〇をご記入ください。

担保に提供している場合の抵当権極度額や抵当権債務残高の合計金額をご記入ください。

借換を含む申し込みの場合にご記入ください。

有担保で申し込まれる場合にご記入ください。

必ず金融機関ご担当者へ申込内容をご確認のうえ、ご記入ください。

信用保証依頼書

令和〇〇年〇月〇日
西暦 〇〇年 〇月 〇日

石川県信用保証協会 行

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めず、保証制度要綱および同事務取扱要綱を遵守の上信用保証を依頼します。

金融機関本・支店名 石川県 金沢市 〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号 076 987-0001
FAX番号 076 987-0002
代表者名 〇〇信用金庫 〇〇支店
支店長 〇〇 〇〇
担当部署・担当者 〇〇課 〇〇 (直通090-0000-0001)
不在時連絡者 〇〇課 〇〇 (直通090-0000-0002)

協会顧客番号 090012345 事前相談受付番号

フリガナ 〇〇ケンセツ

保証制度(略称) 無担保保証 責任共有 1 無 2 有 (責任共有保証(保証))

貸付金額 ① 額別 10,000 千円 貸付予定日 〇〇年 〇月 〇日
2 極度 10,000 千円 期間または返済日 60 か月、または 年 月 日

貸付用途 1 運転 2 設備 ③ 運転・設備 貸付利率 ① 固定 2 変動 年 〇. 〇〇 %以内
④ 証書 2 手形 3 手形割引 4 公正証書 5 当貸(貸付専用型) 6 当貸(カードローン型) 7 電子記録債権割引

返済方法 1 一括 ② 元金均等 3 元利均等(ローン) 4 不均等 5 当貸時 6 当貸約定 7 商手送込
返済条件 1 か月目から 60 か月目まで 1 か月毎 167,000 円
2 か月目まで 1 か月毎 円
3 〇月目から 〇月目まで 〇円 初回・最終回 円
(不均等)

保証番号 12345678 保証料返戻金口座 種別 ① 普通 2 当座
口座番号 12345678 口座名義(カナ) 〇〇ケンセツ

別引権の有無 1 無 2 有 ※別引権保証を更新する場合は、ご記入ください。

連帯保証人 保証人等明細に記入の上おとりします。

担保の有無 1 無 ② 有 担保種類 ① 不動産 2 有価証券 3 株券 4 売債 5 その他()

設定区分 1 協会 ② 金融機関 担保用途区分 ① 新規 2 既存(同条件) 3 既存(変更)

備考(保証料等) ※新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存(変更)の場合は、以下に内容をご記入願います。なお、担保番号や保証番号が異なる場合はご記入願います。

令和〇〇年〇月〇日現在の残高(取引開始 預金 〇〇年〇月/融資 〇〇年〇月)	区分	借入金	保証協会付	保証協会外	取引別
当座 4,000 千円	普通	4,765 千円	24,567 千円	10,000 千円	36,000 千円
定期預金 〇千円	定期預金	〇千円	〇千円	〇千円	〇千円
その他 〇千円	その他	〇千円	〇千円	〇千円	〇千円
合計 8,765 千円	合計	24,567 千円	10,000 千円	36,000 千円	4 新規

申込者(代表者)の事業経験・業種知識 ① 十分 2 普通 3 やや不足している

申込者(代表者)の信用 ① 優良 2 普通 3 やや不足している

申込者(代表者)の経営能力(決算・業績把握) ① 十分 2 普通 3 やや不足している

申込者(代表者)の返済状況(返済率) ① 良好 ② 普通 ③ 不良

各取引先との関係 ① 良好 ② 普通 ③ 不良

【保証料及返戻金】「申込書の内容を申込人が理解し、申込書に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認をお願いします。

申込年月日 確認時間 確認方法 金融機関保証者
令和〇〇年 〇月 〇日 〇〇時 〇〇分 1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他() 〇〇

ご相談・お問い合わせの窓口

事業部

保証課

TEL 076-222-1522

FAX 076-222-1514

保証申込のご相談、保証枠照会、保証審査、保証条件の変更、期中管理を担当しております。

経営支援課

TEL 076-222-1550

FAX 076-222-1519

創業支援・経営支援・再生支援のご相談、保証審査を担当しております。

総務企画部

企画課

TEL 076-222-1511

FAX 076-222-1524

広報物や統計資料等の作成を担当しております。

コンプライアンス統括室

TEL 076-222-1511

FAX 076-222-1524

コンプライアンス、苦情相談等

WEB相談受付

フォームはコチラ ▶▶▶

事業者さまを対象としたお悩み相談のお申し込みがWEBからできるようになりました。



あなたに寄り添う

石川県信用保証協会



〒920-0918 金沢市尾山町9番25号
<https://www.cgc-ishikawa.or.jp/>

